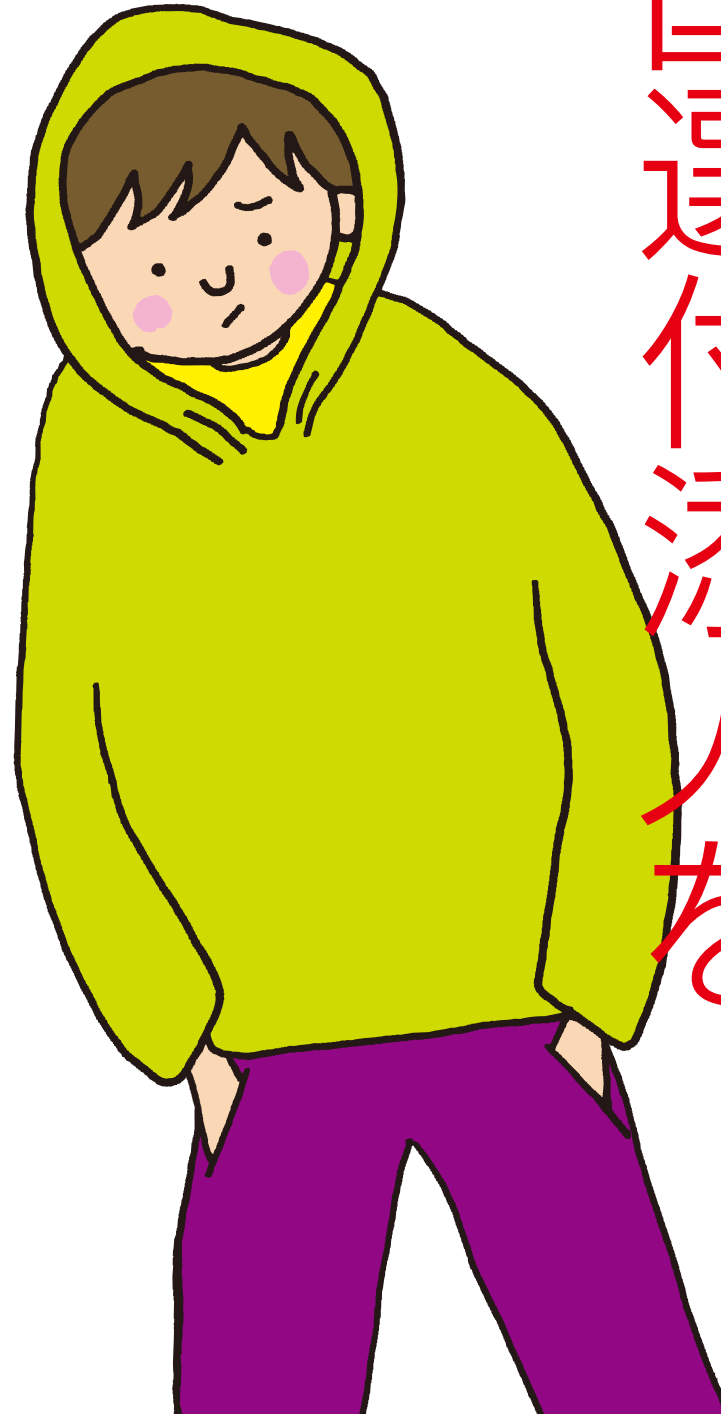


すべての少年に
国選付添人を！



JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL.03-3580-9841(代)

2012年7月・3版

日本弁護士連合会

身体を拘束されている
すべての少年に、国費によって
弁護士の支援が受けられる
「国選付添人制度」が必要です。



理由 1

現状の国選付添人制度は対象事件が限定されているため、少年審判で弁護士が少年の支援をする率（付添人選任率）は低いままにとどまっています。

理由 2

現状のように国選付添人の対象事件が限定されていると、被疑者段階では国選弁護人がいたのに家庭裁判所送致後は弁護士の援助を受けられなくなるという「置き去り」にされる少年が生じるおそれがあります。

理由 3

国選付添人の対象外の事件で資力のない少年については、日弁連の負担で付添人をつけられる制度がありますが、少年の権利を守るためにも、成人同様、本来は国費で付添人をつけるべきです。

理由 4

少年は、自分の意見をはっきりということができない、強くいわれると反論できない、誘導にのりやすいなど、成人よりも自分の身を守る能力が弱く、えん罪に巻き込まれる危険性が高いです。したがって、審判の際に弁護士による支援を受けることが不可欠です。

理由 5

付添人は、少年の反省を促したり、家族や少年の関係を改善する、少年の受け入れ先を探すなど、少年やまわりの環境に働きかけることができます。これは、少年の立ち直りに極めて重要な役割を果たしています。

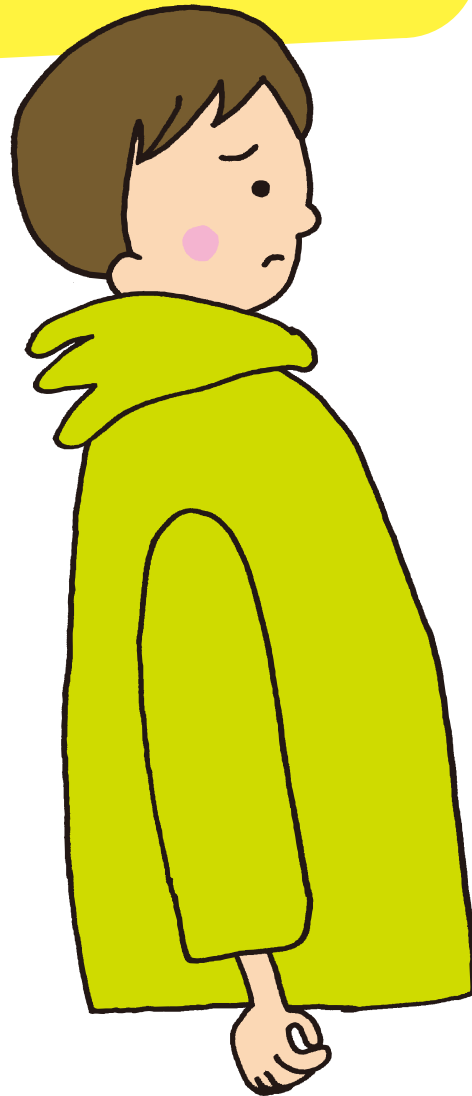
すべての少年に、 国選付添人制度を!

少年の権利を守り、援助するのが
「付添人」です。

●少年審判と付添人

罪を犯したとされる少年は、成人と異なり、通常は刑事裁判を受けることはありません。

家庭裁判所に送られて、少年審判を受けます。少年審判は、刑事裁判と異なり非公開で行われるもので、少年の非行事実の有無だけでなく、少年を取り巻く環境も考えて審理がなされます。その結果、少年院に収容したり、社会内で立ち直らせるため保護観察とするなどの処分が決定されます。また、殺人などの重大な事件では、成人と同じ刑事裁判を受けるために、検察官に送致する決定（逆送決定）がなされることもあります。



少年審判には刑事裁判と違って、「弁護士」という制度はなく、少年の権利を守り、少年を援助するための「付添人」を選任する制度があります。付添人になれるのは弁護士には限定されていませんが、ほとんどの場合、弁護士が付添人になっています。

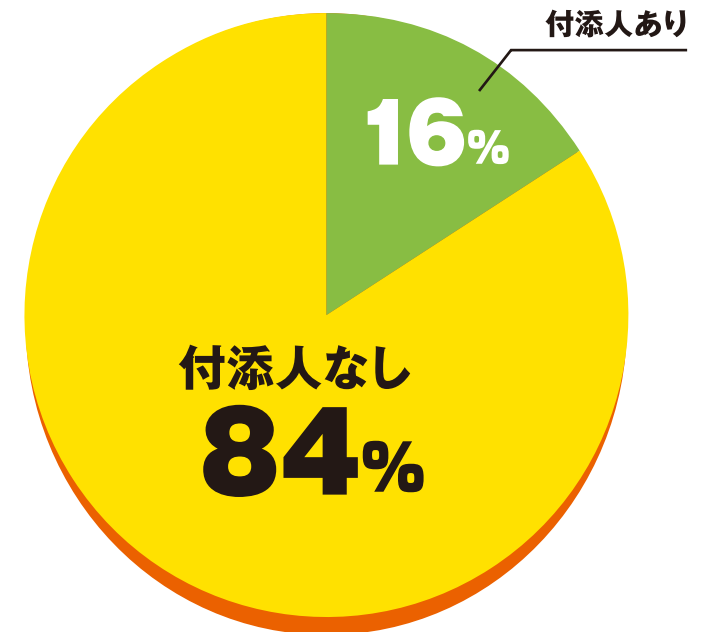
●多くの少年に、付添人がついていません。

問題は、少年審判を受ける少年のうち、付添人が選任されている割合が極めて低いことです。

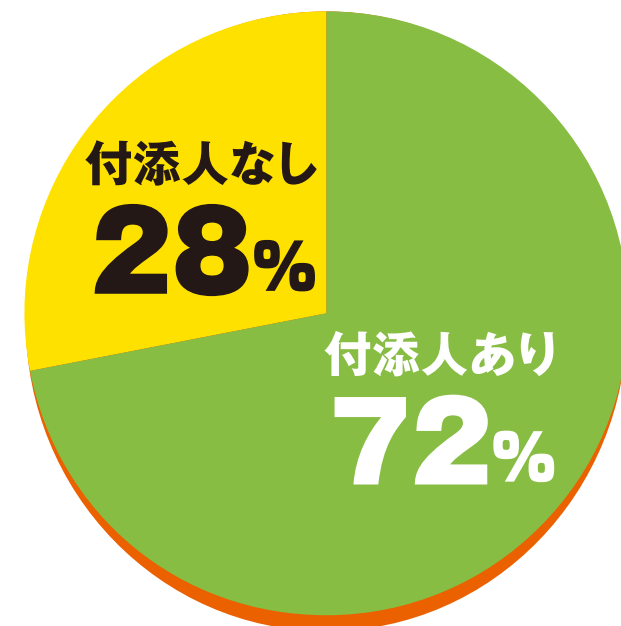
家庭裁判所で審理される少年は、年間約49,000人ですが、そのうちの約8,000人(約16%)の少年にしか付添人が選任されていません。また、審判までの間、少年鑑別所に収容されて身体を拘束されている少年約11,200人のうち、約72%にしか選任されていません(2011年)。これは、成人刑事事件の被告人のほぼ100%に弁護士が選任されていることと比べると大きな違いです。しかも、少年院に送致されるような重大な処分を受ける場合でも、多くの少年たちに付添人がついていないのです。少年審判と刑事裁判では、手続が異なるとはいえ、事実の確認や今後の立ち直りの可能性を審理する点は同じです。少年が未熟であることを考えると、成人以上に弁護士の支援が必要であるといえます。それにもかかわらず、このような大きな差が出ているのです。

それは、お金がない被告人や少年の代わりに国が弁護士費用を支払う「国選」制度が、少年と成人とで全く異なっているからです。

成人の刑事事件については、大半の事件が、「国選弁護士制度」により国が弁護士費用を支払っています。これに対し、少年事件では「国選付添人制度」の対象事件が極めて限定されているので、国が弁護士費用を支払う事件はごくわずかです。少年は弁護士費用を支払えるようなお金を持っていないため、「国選付添人制度」がなければ弁護士の援助を受けることができないのです。これが、付添人選任率が低い理由です。



少年審判に付された少年



少年鑑別所に収容された少年

●少年が「置き去り」にされる?!

この問題は、2009年5月21日から、より一層顕在化することになりました。

この日から、捜査段階から国の費用で弁護士の援助を受けることのできる被疑者国選弁護の対象事件が大幅に拡大されました。その結果、勾留されている被疑者(少年も含む。)の約70%にあたる事件について、被疑者の請求があれば国選弁護人が選任されることになりました。したがって、警察や検察庁において取調べを受けている段階(被疑者段階)の多くの少年に対しても、国選弁護人が選任されることになります。

取調べが終了し、事件が家庭裁判所に送致されて少年審判を受ける段階(家裁段階)でも、それまでの弁護人は、付添人となり少年をそのままサポートしていくのが本来の形です。ところが、現状では国選付添人対象事件の範囲は極めて狭く、家裁送致後は多くの事件で弁護士の援助を受けられません。

具体的には、国選付添人は、少年審判に検察官が関与する事件、被害者から審判傍聴の申出があった事件のほかは、殺人、傷害致死、強盗などの一定の重大事件について、家庭裁判所が必要と認めた場合しか選任されません。実際の選任数は少年鑑別所に収容された少年の約3.7%に過ぎません(2011年)。窃盗や傷害などの多くの犯罪もその対象としている被疑者国選弁護と比べると極めて狭いものです。

したがって、この状態を放置すれば、被疑者段階で国選弁護人として弁護士の援助を受けていたにもかかわらず、家裁段階では弁護士の援助を受けることができない少年(いわゆる「置き去りにされた少年」)が多数発生してしまうのです。起訴後にはそのまま国選弁護人になる成人の場合と比べると不公平な制度です。



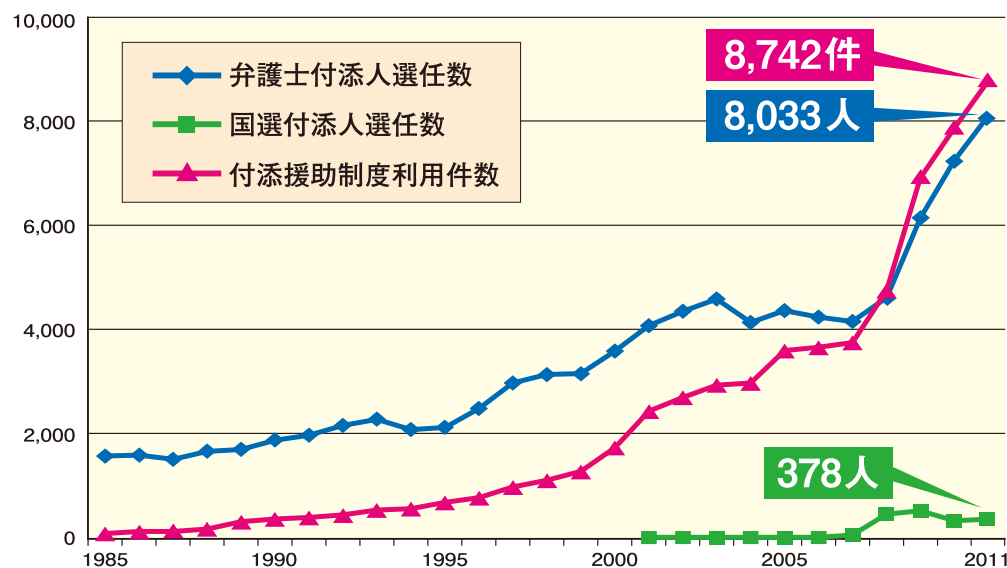
●少年を「置き去り」にしないために日弁連の取組み

現在日弁連は、少年保護事件付添援助事業を独自に行っています。これは、国選付添人がつけられない少年の弁護士費用を援助する制度であり、全ての弁護士から集めた会費を財源としています。

また、少年が弁護士と相談する機会を確保するため、少年の要望に応じて1回は無料で少年鑑別所にいる少年に弁護士が面会に行くという当番付添人制度を全国で実施しています。このような取組みを行うことによって、置き去りにされる少年が出てこないようにフォローを続けてきました。その結果、弁護士付添人の選任数は増加してきています。

しかし、11ページ以降でも述べるような、付添人の役割の重要性そして成人の刑事被告人との公平の観点からすれば、こういった取組みにかかる費用は、本来は国費によって負担されるべきものです。

日弁連としては、このような現状を改め、国選付添人対象事件の範囲を少なくとも少年鑑別所において身体拘束を受けた全少年へと広げる制度の設立をめざし、「全面的国選付添人制度実現本部」を2009年1月に設置し、活動しています。



弁護士付添人・国選付添人選任数、付添援助制度利用件数の推移

少年事件の手續と流れ

1 事件発生

少年が犯罪を犯したとされる場合
(14歳以上20歳未満)
警察や検察官の捜査を受ける。

2 逮捕・勾留

勾留は10日間。
延長されるとさらに
最大で10日間。

少年も「被疑者」となり、成人と同じく
逮捕・勾留されるのが実情。

勾留された場合、少年も、ほとんどの事
件について被疑者国選弁護人をつける
ことができる。
弁護人は少年の利益を守るために活動する。

捜査が終わる。

成人の場合は、同じ国選弁護人が判決
まで活動するが、少年の場合は、少年が
家庭裁判所に送致されると被疑者国選
弁護人は任務を終了してしまう。

3 家庭裁判所送致

家庭裁判所送致後は「少年」と呼ばれ、
付添人が選任できるようになる。

しかし、被疑者国選弁護人がいた少年
のうちの大半は国選付添人をつけるこ
とができない!

4 観護措置

多くの場合4週間弱
(最大8週間)

家庭裁判所は、少年審判までの間、少年
の逃亡を防いだり、少年の心身の状態を
調査したりするために必要な場合に少年
鑑別所に収容する決定(「観護措置決定」
という。)をする。

付添人は、審判までに少年と何回も面会
をして内省を深めさせたり、学校や家庭
に働きかけて環境調整を行うなどの活動
を精力的に行う。
その少年に対する処遇について意見を
出したり、裁判官や調査官と協議する。

5 審判

裁判官が記録を検討し、少年や関係者か
ら話を聞いて決定を言い渡す。

付添人は、少年に質問をして話を聞き出
したり、少年に代わって裁判所に意見を
述べる。

不処分

非行を犯している
と認められない場
合(非行事実なし)
や、犯罪を犯してい
るが保護処分の必
要がない場合、不
処分となる。

保護処分

保護処分は、少年院送
致、保護観察、児童自立
支援施設送致等があ
る。付添人は少年と相談
して、処分に不服があ
る場合は抗告を行い、決
定について争う。

検察官送致

一定の重大事件等で少
年を刑事裁判に付す
べきであるという場
合には、検察官送致決定が
なされる場合もある。

付添人の役割と必要性

1 少年をえん罪から守ること

成人の刑事事件でも、取調べの際、本当はやっていないのにうその自白をさせられ、裁判でも真実をうまく伝えられず、無実の罪で処罰されるという悲劇が後を絶ちません。少年は、取調べにおいて自分の意見をいえずに取調官に迎合的な供述をする特性があるため、成人よりもえん罪の危険が大きいといえます。

これを防ぐためには、審判の段階で付添人が少年から十分に事実関係を聞き、法的な問題がないかをチェックし、必要に応じて裁判所に対して少年の立場から様々な主張をしていくことが不可欠なのです。

2 少年の意見を伝えること

自分が考えたことをうまく人に伝えることが苦手な少年もたくさんいます。付添人は、少年と時間をかけて話し合ったことについて、裁判所や調査官に直接伝えたり、少年が審判で自分の考えを話せるように援助したりします。その少年の持つ問題を解決するのに最も適切な処分を選択するために、付添人は少年の立場から調査官や裁判官と意見をぶつけあったりもします。

3 少年の立ち直りを助けること

付添人の役割は、えん罪を晴らすだけではありません。少年が本当に非行を犯してしまったとしても、少年に寄り添い、少年の立ち直りを助けるために様々な活動を行っています。

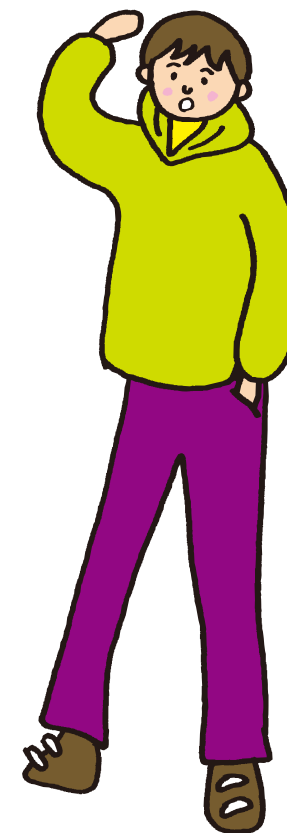
1 少年自身に働きかける

付添人は、少年と面会し、事件のことや今後の生活のことについて時間をかけて話し合います。

自分一人だけでは、自分の生活のどこが悪かったのかを振り返ってよく考えることができない少年もたくさんいます。そこで付添人が少年と一緒に考えることで、少年は自分の問題点に気づきはじめます。

多くの非行少年は、大人と信頼関係を築けず、十分な愛情を受けずに育っています。そのなかで投げやりになっていた少年が、親身になって話を聞いてもらえる大人と出会ったことで徐々に心を開くようになり、これまでのことを反省して生活を立て直そうと決意することもめずらしくありません。

また、付添人は少年や保護者と話し合い、事件の被害者に対して謝罪に行ったり被害弁償をさせたりすることがあります。そうして付添人が接した被害者の感情を少年に伝えることで、少年は自分のしたことの大きさを知り、被害者に対してどう償うかを考えるようになります。



② 少年を取り巻く環境に働きかける

非行少年は生まれながらに非行少年だったわけではありません。非行には、少年を取り巻く環境が大きく影響しています。早期に環境的な要因を除去できれば、多くの非行少年は立ち直って非行から離れることができるのです。

1. 家族との関係を調整する

少年にとって、家族の影響は極めて大きいものです。例えば、叱るばかりで少年の話を聞こうとしない両親と、その両親に反発して家に帰りたがらない少年という関係はよく見られます。付添人が少年から話を聞き、それを両親に伝え、それを受けて両親が考えたことを少年に伝えるという活動をする中で、お互いの思いを知ることができて少年と両親の関係が改善されていくことがあります。

2. 学校に戻れるようにする

少年にとって学校は重要な役割を持ちます。学校になじめないストレスから事件を起こしてしまった少年について、付添人が先生や保護者と話し合い、先生との間でうまくいかなかった原因をつきとめて対策を立てることで、ストレスをためずに生活していけるようになることもあります。高校生なら、一過性のことでも事件を起こせば退学処分になることがあります。そこで付添人が学校との間で協議し、少年が学校に復帰することができれば、非行から離れた学校生活に戻ることができます。

3. 良い職場を見つける

仕事がなく毎日ぶらぶらしていた少年について、付添人が保護者に働きかけて適切な職場を見つけることができれば、悪い仲間と遊び歩かなくなるでしょう。雇い主から良い影響を受けて少年の価値観が変わっていくこともあります。

4. 少年の帰る場所を探す

両親がいなかったり、いても虐待を受けていたりして、家族の元に戻るできない少年は少なくありません。そこで、付添人が関係機関に働きかけて、少年が安心して過ごせる施設を見つけたり、住み込みの職場を紹介してもらったりすることがあります。そうすることで、盗みをしなくても生活できるようになります。安定した生活ができるようになったことで、荒れていた少年がだんだん落ち着いていくこともあります。

4

再非行を防ぐことは 社会の利益につながる

こういった様々な活動は、全ての機関から独立し、少年に寄り添う付添人だからこそできることであり、非行少年の立ち直りに大きな影響を与えているのです。

こうして付添人が関わった少年が非行から離れていけば、社会で起こる少年犯罪が減少していき、それだけ安全な社会がもたらされます。付添人の活動は少年のためになされるものですが、結果として私たちの住む社会にとっても大きな利益となっていきます。

